

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 南桜会

令和6年4月

1.身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束の原則禁止

社会福祉法人 南桜会では、「大切な人にとって 必要な支援を 創る・見つめつづける・拠点となる」の理念に基づき、安心・安全が確保されるよう、基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的影響をおよぼす恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えています。

- ・ 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・ 行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する。 等

(3) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

時には利用者に、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為や自分自身の顔面を強くたたき続けるなどの行為が見られます。その際、やむを得ず利用者の身体を拘束したり、居室に隔離したりするなどの行動制限を行います。このような行動制限が日常化してしまうと、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。法律では「正当な理由なく障がい者の身体を拘束する事」は身体的虐待とされています。身体拘束は行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合もあるので、やむを得ず身体拘束する場合であっても、その必要性を慎重に判断すると共に、その範囲は最小限にしなければなりません。また判断に当たっては適切な手続きを踏むと共に、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があると考えます。

2. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（虐待防止等委員会内）を設置します。

《設置目的》

- ・ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は1年に1回以上とし、必要に応じてその都度開催します。緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、職員より上長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は、意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

①身体拘束適正化委員会

委員長（施設長・けやき生活介護所長）

委員（けやき就労継続支援B型所長）

委員（しらはた作業所所長）

委員（相談支援事業所ハナミズキ所長）

委員（けやき生活介護 主任）

委員（けやき就労継続支援B型 主任）

委員（しらはた作業所 主任）

※場合によって、担当職員や看護職員、第三者の参加も求める。

②身体拘束廃止に向けた各職種の役割

（施設長）

- ・ 身体拘束廃止委員会の統括管理

（事業所所長）

- ・ 支援現場における諸課題の把握責任
- ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・ 施設のハード・ソフト面の改善
- ・ 医療機関・家族との連携調整
- ・ 利用者・家族の意向に沿った支援の確立
- ・ 記録の整備・徹底

（支援員）

- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する

- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病、傷害等による行動特性を理解する
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的支援に努める
- ・利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧に記録する。

2.身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束廃止と人権を尊重した利用者への対応を徹底し、以下の職員教育を実施します。

- ・定期的（1年に1回以上）教育・研修の実施（行政等他機関による研修を含む。）
 - ・新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
 - ・その他、必要な教育・研修の実施
- 研修内容は、記録を作成します。

3.身体的拘束等発生時の対応

（1）やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「設備及び運営に関する基準」には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないとして身体拘束を行わないように、慎重に判断します。

【やむを得ず身体拘束を行う3要件】

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行う事により本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認します。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限少ない方法を選択します。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手順及び報告に関する基本方針

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには（何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合）、身体拘束適正化委員会で慎重に検討・決定します。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、話し合いによって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底して行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消時期などを統一した方針のもとで決定していくためです。ここでも、利用者のニーズに応じた個別の支援を検討します。

② 本人・家族への十分な説明と報告

やむを得ず身体拘束を行う場合には、拘束の内容・目的・理由・一時的拘束時間・期間・改善に向けた取り組み方法を適宜利用者本人や家族に十分な説明をし、理解・了解を書面で確認を得ます。

③ 必要な事項の記録と報告

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、適正化委員会等で拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

4. 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

5. その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならないと考え、以下の方針を遵守します。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③利用者の想いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。

⑤安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。